

令和3年度～令和5年度 高齢者(65歳以上)の介護保険料のお知らせ

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

令和3年度から高齢者の方の納める保険料の額が変わりました

介護保険では、65歳以上の高齢者の方の保険料は3年に1度改定されることになっており、令和3年度がその改定の年に当たります。

中富良野町における65歳以上の方の保険料については、令和3年度から令和5年度までの3年間に提供される介護サービスの費用の見込みと、地域支援事業の事業費の見込みの23%を、中富良野町にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額を基準額として決定しました。

※65歳以上の方の人数は、保険料について、割り増し、軽減の割合で補正した人数です。

◎令和3年度から令和5年度の介護給付と地域支援事業に要する費用は約18億円を見込んでいます

軽減					割増				
世帯住民税非課税の方			本人住民税非課税の方		本人が住民税を納めている方				
軽減される方				基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	
生活保護受給者もしくは、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	世帯全員が町民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	世帯に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	
基準額×0.30	基準額×0.50	基準額×0.70	基準額×0.90	基準額	基準額×1.20	基準額×1.30	基準額×1.50	基準額×1.70	
保険料額(年額)	18,700円	31,200円	43,600円	56,100円	62,400円	74,800円	81,100円	93,600円	106,000円
保険料額(月額)	1,560円	2,600円	3,640円	4,680円	5,200円	6,240円	6,760円	7,800円	8,840円

普通徴収の納期限	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
		7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日

- 高齢者個々人の保険料は、年金の額に応じて決まるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。
- 保険料の額については、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などには、基準となる保険料額から軽減されることとなります。
- 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- 保険料額(年額)の100円未満端数は切捨てしています。
- 介護給付費準備基金を繰り入れて保険料の負担軽減を行いました。
- 第8期では、国の標準段階である9段階を基本とし、低所得者(町民税非課税世帯)の負担軽減措置として、公費による保険料の軽減を行います。第1段階の負担割合は0.30、第2段階は0.50、第3段階は0.70に軽減します。

お問い合わせ・・・中富良野町 福祉課 介護保険係 中富良野町南町10番10号 電話44-2125

介護保険は助け合い、支え合いの仕組みです

介護保険料は、助け合いの考え方に立って、保険料で給付にかかる費用全体の半分を負担し、国や自治体が公費で半分を支える仕組みです。

保険料については、全国的な人口の比率に応じて、65歳以上の高齢者の方は全体の23%を負担することになっています。

給付にかかる費用及び地域支援事業費については、これまでの介護サービスの利用状況などから見直しを行った介護保険事業計画に基づき、今後3年間において提供される介護サービスの費用を推計しています。つまり、利用者が多いときや一人ひとりが利用するサービスが多いときには保険料水準が高く、逆の場合には低くなります。

調整交付金(約5%) (後期高齢者の数や高齢者の方の所得の分布に応じて増減します。)

	国庫支出金 (20%)	道支出金 (12.5%)	町負担金 (12.5%)	65歳以上の方の保険料 (23%)	40歳から64歳までの方の保険料 (27%)
--	-----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------------	----------------------------------

※国庫負担金の施設サービス費は15%、道負担金の施設サービス費は17.5%です。

保険料の納め方

保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と、口座振替または納付書による納付(普通徴収)があります。

特別徴収(年金からの天引き)で納める方	普通徴収(口座振替・納付書など)で納める方
<p>◆年金が年額18万円(月額15,000円)以上の方 年金の支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます(特別徴収)。特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金と、障害年金、遺族年金です。老齢福祉年金については、天引きの対象となりませんので、普通徴収となります。</p> <p>◆こんなときは納付書で納めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金が一時差し止めになったとき ●その年度の4月1日の時点で年金を受けていなかったとき 	<p>◆年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆老齢福祉年金を受給している方 ◆年度の途中で65歳になった方 ◆年度の途中で他の市町村から転入してきた方 ◆年度の途中で所得段階が変更になった方 ◆4月1日時点で老齢・退職(基礎)年金を受けていなかった方 <p>送付される納付書により、介護保険料を町に個別に納めます(普通徴収)</p>

納め忘れに注意!

※保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として、

- 1年以上の滞納の場合には、いったんサービスの費用全額を支払っていただいた上で、町の窓口で事後的に費用の払い戻しを受けることになります。
- 1年6ヶ月以上の滞納の場合には、滞納分の保険料の額を給付金額から差し引くことがあります。
- 65歳からの保険料を長期間滞納している場合にはその期間に応じた一定期間、サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

納付書で納める方は、口座振替が便利です

旭川信金・JAふらの・郵便局で口座振替ができます。

福祉課介護保険係にお問い合わせください。